未成年者への引き渡しについて

未成年者による園児の送迎は、保護責任が十分に果たせず、事故やケガにつながることが予想されます。したがいまして、園児の送迎に関しては、原則、園児の当該保護者（代理届出者）が行うことをお願いいたします。やむを得ず、当該保護者（代理届出者）の代わりに、未成年の家族が送迎をする場合には、事前に連絡の上、園まで本承諾書をご提出ください。ご家庭のご事情があるとは存じますが、未成年者に委ねることなく、福岡市の制度を活用して、送迎時のお手伝いをしてくれる、安心安全な「福岡ファミリー・サポート・センター」（092-736-1116）を利用することをお勧めします。大切なお子さまの送迎時の安全確保のためにも、保護者の方の慎重なご対応をお願い申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

未成年者への引き渡し承諾書

飯倉幼稚園　園長殿

□ 個別設定（　　　年　　月　　日）

□ 期間設定（　　　年　　月　　日　～　　　年　　月　　日）

※　個別か期間の別を☑してください。

園児の送迎は ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（男・女）に代理人として委任します。

代理人の園児との関係　（　兄　・　姉　）

当該園児を上記の代理人に引き渡した後に発生した事故、その他一切のトラブルは、
幼稚園の責任外であることを承諾した上で、当該園児の送迎を代理人に委任します。

年　　月　　日

組・園児名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印